

## クレジット契約のクーリングオフのお知らせ 売買契約等のクーリングオフのお知らせ

1. 訪問販売、電話勧誘販売(クレジット契約についてⅢをご確認ください)でお申込された場合、本書面を受領した日を含む8日間は、書面又は電磁的記録(電子メール、FAX等)により無条件にクレジット契約の撤回または契約の解除を行うこと(以下「クレジット契約のクーリングオフ」と言う)ができます。特定継続的役務提供取引(クレジット契約についてⅣをご確認ください)でお申込された場合は、販売店(事業者)からお客様が本書面を受け取った日から受領日を含む8日間は、書面又は電磁的記録(電子メール、FAX等)により無条件にクレジット契約のクーリングオフができます。なお、クーリングオフの行使を妨げるために当該販売店またはエクセルが不実のことを告げたことにより、お申込者が誤認し、または威迫したことにより困惑してクレジット契約のクーリングオフを行わなかった場合には、当該販売店またはエクセルから、改めてクレジット契約のクーリングオフ妨害解消のための書面が交付され、お申込者が受領した日から起算して8日間を経過するまでは、お申込者は書面又は電磁的記録(電子メール、FAX等)によりクレジット契約のクーリングオフができます。
2. ただし、本書の「Ⅸ.適用除外について」1.の各号のいずれかに該当する場合はクレジット契約のクーリングオフはできません。
3. クレジット契約のクーリングオフの効力は、電子メール、FAX等を発信した日及び下記書面を発信した日(郵便消印日付)から生じます。下図のように必要事項を記入の上、エクセルにハガキを郵送(簡易書留扱いが確実です。)又は電子メール、FAX等で送信してください。

郵便はがき

50  
日本郵便

株式会社 エクセル 行

○  
○  
○  
○  
○

・ご住所  
(フリガナ)  
・ご契約者名  
・電話番号

右記の日付の申込は撤回し、または契約を解除します。

①販売店名  
②販売店住所  
③電話番号  
④商品・役務名

申込日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
書面受領日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

### 【送付先住所・送信先】

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 2-5-10 TKビル9F

FAX 番号 092-433-7772

メールアドレス [info@crexcel.jp](mailto:info@crexcel.jp)

ホームページ <https://crexcel.jp/otoiawase/>

4. エクセルにクレジット契約のクーリングオフをする旨の書面及び電磁的記録（電子メール、FAX 等）で発信することをもって、同時に売買契約または役務提供契約の申込の撤回または解除(以下「売買契約のクーリングオフ」と言う)をしたものとみなされます。ただし、クレジット契約のクーリングオフをする書面又は電磁的記録（電子メール、FAX 等）において、売買契約等のクーリングオフをしない旨を記載している場合は、この限りではないものとします。
5. エクセルがクレジット契約のクーリングオフをする旨の書面を受領したときは、直ちに販売店へ通知し、電磁的記録（電子メール、FAX 等）を受信した場合は販売店及びお申込者様に対してその旨を通知するものとします。
6. クレジット契約のクーリングオフをした場合、エクセルに対して損害賠償または違約金を支払う必要はありません。

## 売買契約等のクーリングオフのお知らせ

1. 訪問販売、電話勧誘販売(「III 訪問販売又は電話勧誘販売でお申込された方へ」をご確認ください)でお申込された場合、本書面又は電子メール、FAX 等を受領した日を含む 8 日間は、書面又は電子メール、FAX 等により無条件に売買契約等のクーリングオフができます。特定継続的役務提供取引(クレジット契約についてIVをご確認下さい)でお申込された場合は、販売店(事業者)からお客様が契約書面(特商法 42 条書面)を受け取った日から受領日を含む 8 日間は、書面又は電子メール、FAX 等により無条件にクレジット契約のクーリングオフができます。ただし、本書の「IX.適用除外について」2.に該当する場合は売買契約等のクーリングオフができませんのでご注意ください。
2. 売買契約等のクーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、または威迫されて困惑して売買契約等のクーリングオフをしなかったときは、改めて売買契約等のクーリングオフができる旨の書面又は電子メール、FAX 等を受領した日を含む 8 日間を経過するまでは売買契約等のクーリングオフができます。
3. 売買契約等のクーリングオフをした場合、
  - ① 販売店に対し損害賠償または違約金を支払う必要はありません。また、商品の引取りや権利の返還に必要な費用は販売店の負担となります。
  - ② 訪問販売により商品を使用し、役務の提供を受け、または指定権利の行使により施設を使用した場合でも、販売店に対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
  - ③ 電話勧誘販売により役務の提供を受け、または指定権利の行使により施設を利用した場合でも、販売店に対し、その対価または権利の行使により得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
  - ④ 販売店に支払った金銭は速やかにその相手から返還を受けられます。
  - ⑤ 役務の提供に伴い土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で現状回復を販売店に請求できます。

4. 売買契約等のクーリングオフの効力は、下記書面(郵便消印日付)及び電子メール、FAX 等を発信した日から生じます。下図のよう にハガキなどに必要事項を記入の上、販売店及びエクセルにハガキを郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です)

郵便はがき

〒□□□□□□

50  
日本郵便

株式会社 エクセル 行

○  
○  
○  
○  
○

・ご住所  
(フリガナ)  
・ご契約者名  
・電話番号

〒□□□□□□

右記の日付の申込は撤回し、または契約を解除します。

申込日 平成○○年○○月○○日  
書面受領日 平成○○年○○月○○日

①販売店名  
②販売店住所  
③電話番号  
④商品・役務名